

令和 7 年第 3 回定例会
請願一覧表 (No.1)

件 名	付託委員会	備 考
市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求める請願	議会運営委	陳述希望
次期水道事業ビジョン作成に市民参画を求める請願	総務常任委	陳述希望

請 願 文 書 表

受理番号	7-6	受理年月日	7.10.1	付託委員会	議会運営委員会
請願者の住所及び氏名	城陽市寺田水度坂15-17 野村 修三 城陽市平川古宮21-12 曾賀野 宏美			紹介議員	土居 一豊
件名	市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求める請願				
要旨	市議会議場において、国旗及び市旗を常時掲揚することを求めます。あわせて、公共施設や教育現場における掲揚の取り組みを尊重・推進するとともに、旗の意義について、市民への啓発を行っていただくよう請願いたします。				

1 請願の趣旨

市議会議場において、国旗及び市旗を常時掲揚することを求めます。あわせて、公共施設や教育現場における掲揚の取り組みを尊重・推進するとともに、旗の意義について、市民への啓発を行っていただくよう請願いたします。

2 請願の理由

平成 11 年 8 月 13 日に施行された「国旗及び国歌に関する法律」により、それまでの慣習として定着して来た「日の丸」を改めて国旗であると法律で定められました。自国の国旗に敬意と誇りを持つことは言うまでもなく世界の常識です。国旗は自国を象徴するものであり、国家として重要なものとして、国民の意識と生活に根付いています。

我が国における文化的行事や教育現場の式典の際は勿論のこと、国際政治の場に於いても国家の象徴として「日の丸」はごく自然に掲揚されています。また、国際的なスポーツ大会の会場では日本国民は日の丸の旗を振って選手を応援しており、「日の丸」は我々日本人にとって身近なものとして定着しています。

同時に他国の国旗・国歌に敬意を払うことは、相手の国や国民に敬意を払うことにつながり、進行するグローバル社会においては必須の国際的儀礼であり、基本的なことです。

市内の小中学校における式典では国旗が掲揚されており、次世代を担う子どもたちに対する教育の一環として、郷土愛や公共心を育む上で意義ある取組がなされています。

一方で、市民の代表機関である市議会の議場においては、現在、国旗及び市旗が掲揚されていない状況です。議会は市制の最高意思決定機関であり、市民に対する説明責任を果たす場であることから、議場に国と地域を象徴する旗を掲げることは、国旗と市旗に敬意と誇りを示すものであり極めて大切なことと考えます。

また、国旗や市旗の掲揚は、特定の政治的立場に基づくものではなく、市民の結束と誇りを表現するものであり、地方自治体においても積極的に行われるべきものです。

よって、議場における国旗及び市旗の掲揚を早急に実現していただくとともに、その意義について市民に啓発していただくよう、ここに請願を提出いたします。

請 願 文 書 表

受理番号	7-7	受理年月日	7.10.1	付託委員会	総務常任委員会
請願者の 住所及び 氏名	藤元 清 後宮 みち江 西 和代 中林 富恵 谷口 公洋 萩尾 八重子 亀井 成美 岡田 計男 湯川 佳鶴子 滝澤 松代 嶋路 裕子 日下 勤 中辻 政美			紹介議員	西 良倫
件 名	次期水道事業ビジョン作成に市民参画を求める請願				
要 旨	令和 10 年度からの次の城陽市水道事業ビジョンの策定に、多くの市民が直接参加し、意見が反映されるようにしてください。				

1、請願の趣旨

厚生労働省の推奨の下作成された現在の城陽市水道事業ビジョンは、平成30年度から令和9年度までを見通して策定されたものです。令和10年度からの次の城陽市水道事業ビジョンが策定されることと思います。次の城陽市水道事業ビジョンの策定に、多くの市民が直接参加し、意見が反映されるようにしてください。

2、請願の理由

水道事業ビジョンは国土交通省が水道事業者(市町村)に対し、水道事業における今後の安定給水のために水道の課題や環境を総合的に分析し計画的に実行していくための経営戦略として策定をすすめているものと理解します。つまり、城陽市水道事業ビジョンは城陽市の水道を今後どうしていくのか、という指針です。

水はライフラインの中でも命に直結するかけがえのないインフラです。水道はまた市民の財産でもあります。水をどうするか、というのはまさに私たち自身の問題なのです。

自分たちのことは自分たちで話し合っ決めてというのが民主主義の基本です。当事者である市民が自分たちの水道をどうするか、という決定に関与するのは至極当然のことです。

厚生労働省が作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」には「水道事業ビジョンの策定又は改定にあたっては、地域の水事業に精通した学識経験者、水道利用者である住民等、第三者の参加を得た検討会等を設置するとともに、パブリックコメント等の活用を通じて広く意見を聴取・反映することが望ましい」とあります。もちろん専門知識や幅広い見識が必要なことから、市民だけで作成できるわけではありません。手引きにあるように、学識経験者や専門家などを交えてもうけた検討会の中で、市民も忌憚なく意見を言える形を求めます。これまで幾つかの委員会や審議会で見られるように、数人の市民に限ったり、一方通行のパブコメだけでは、「広く意見を聴取・反映」したことにはなりません。

決定に市民が参加する、これは民主主義の要諦です。

もしも城陽市がこれを否定するのなら、すなわち城陽市が民主主義を否定するということでもあります。

地方行政は民主主義の学校です。何より市民のために次期水道事業ビジョン策定過程に市民が参画できるよう請願いたします。